○総務省令第六十九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月二十八日

総務大臣　松本　剛明

総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令

総務省所管補助金等交付規則（平成十二年総理府・郵政省・自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これを加える。

改正後	改正前
別表（第八条関係）	**別表**（第八条関係）
補助金等の名称等 / 処分を制限する財産の名称 / 施設設備等の分類 / 財産の名称、構造等 / 処分制限期間（年）	補助金等の名称等 / 処分を制限する財産の名称 / 施設設備等の分類 / 財産の名称、構造等 / 処分制限期間（年）
［略］ / ［略］ / ［略］ / ［略］	［同上］ / ［同上］ / ［同上］ / ［同上］
マイナンバーカード交付事務費補助金 / デジタル基盤改革支援補助金 / マイナポイント事業費補助金 / 証明書交付サービス端末整備費補助金	マイナンバーカード交付事務費補助金 ［新設］ / ［新設］ / 証明書交付サービス端末整備費補助金 ［同上］
［略］	
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定のうち、「マイナポイント事業費補助金」については、令和元年度に取得した財産から、「デジタル基盤改革支援補助金」については、令和二年度に取得した財産からこれを適用する。

○総務省・財務省令第四号

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第四十一条の二第一項及び第四項並びに第四十一条の三第一項及び第四項の規定に基づき、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月二十八日

総務大臣　松本　剛明

財務大臣　鈴木　俊一

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則（平成二十八年総務省・財務省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「第十六条の十二第三項（に」を「第十六条の十二第十項（に、「第六項」を「第十三項」に、「第十六条の十二第七項」を「第十六条の十二第十四項」に改め、）が」の下に「電子情報処理組織（に」を、「電子情報処理組織」の下に「をいう。次条第一項において同じ。）」を加え、「同項」及び「同条第一項」を「法第四十一条の二第一項」に、「第十六条の十二第八項」を「第十六条の十二第十五項」に、「同条第九項」を「同条第十六項」に、「第十六条の十二第三項第一号」を「第十六条の十二第十項第一号」に、「ホにおいて」を「以下」に、「同条第八項」を「同号ワ中「法第十条の十第一項」とあるのは「外国居住者等所得相互免除法第四十一条の三第一項」と、同条第十五項」に改め、同条第三項中「第十六条の十三第二項第五号」を「第十六条の十三第一項中「次項各号」とあるのは「次項第五号から第七号まで」と、同条第二項第五号」に、「あるのは、」を「あるのは」に、「第四十一条の二第一項に」を「（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第四十一条の二第一項に」に改め、）を」の下に「と、同項第六号中「前各号」とあるのは「前号」と、「法第十条の七の」とあるのは「外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第三項において準用する法第十条の七の」と、同号ロ中「法第十条の七第一項」とあるのは「外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第三項において準用する法第十条の七第一項」を加える。